



# 公益信託広島市まちづくり活動支援基金第19回成果発表資料

【団体名】特定非営利活動法人 広島市要約筆記サークルおりづる



## 【団体紹介】

聴覚障害者に「文字で情報を伝える」コミュニケーション支援の活動団体。中でも事故などにより人生の途上で聴力を失った中途失聴・難聴者は手話の理解、習得が難しく、日常生活でのコミュニケーションに大変な困難を強いられているのが実情だ。そうした方々に文字を書いて情報を伝えるボランティア団体として、昭和58年（1983年）に誕生。中途失聴・難聴者とともに活動を盛り上げ、平成27年（2015年）に特定非営利活動法人（NPO法人）として新たなスタートを切った。

現在6支部。正会員52人、賛助会員64人、合わせて116人。広島市の会議や大会をはじめ各種の公的行事、民間より依頼された講演会などの要約筆記を行っているほか、難聴者や他のボランティア団体との交流・研修を行い、また会報「おりづる通信」を毎月1回発行している。

## 【助成対象の活動状況】

活動の担い手である要約筆記者を増やすため、各支部で市民を対象とした「入門講座」を開催・予定し、この活動が支援基金の助成対象となっている。令和3年度はコロナ禍のため会場が使用できないなど、困難な状況があったが、6支部中3支部が講座を実施した。

### ① 東支部 《令和3年度 東区要約筆記ボランティア入門講座 全3回》

日時 令和3年10月5日、12日、19日（火曜日）10時～12時  
 会場 東区総合福祉センター4階 ボランティア研修室  
 受講者 7人（男性3人、女性4人） 講師 東支部員、難聴者  
 内容

- 10月5日 開講式／講義「要約筆記とは」  
 ／講話「中途失聴・難聴とは」（難聴者）  
 ／講義・実習「要約筆記の技術Ⅰ（要約筆記の三原則）」
- 10月12日 難聴者の体験発表／要約筆記者の体験発表  
 ／講義・実習「要約筆記技術Ⅱ（要約して書く方法）」
- 10月19日 講義・実習「要約筆記技術Ⅲ（ノートテイク）」／サークル紹介／閉講式（修了証交付）  
 ／東区社会福祉協議会の講話（ボランティアについて）



### ② 安佐北支部 《令和3年度 安佐北区要約筆記ボランティア入門講座 全3回》

日時 令和3年11月25日、12月2日、9日（木曜日）10時～12時  
 会場 安佐北区総合福祉センター6階 大会議室  
 受講者 4人（男性1人、女性3人） 講師 安佐北支部員、難聴者  
 内容

- 11月25日 オリエンテーション／講義「要約筆記について」  
 ／体験発表「中途失聴・難聴とは」（難聴者）



／実習「要約筆記の技術」／質疑応答

12月5日 寸劇「聞こえないことで困る事・電車内にて」／実習「書いて伝えてみよう」  
 12月9日 実習「ノートテイク」／サークル紹介

### ③ 中支部 《令和3年度 中区要約筆記ボランティア入門講座 全3回》

日時 令和4年2月26日（土）10時～12時  
 3月1日（火）19時～20時50分、3月5日（土）10時～12時  
 会場 中区地域福祉センター5階 ボランティア研修室  
 受講者 3人（女性3人） 講師 中支部員、難聴者  
 内容

- 2月26日 開講式／オリエンテーション／体験発表（難聴者）  
 ／講義「要約筆記とは」／実習「書いてみよう」
- 3月1日 講義「要約筆記の三原則」／実習「OHCを体験してみよう」
- 3月5日 講義・実習「ノートテイクとは」／体験発表（おりづる会員）／実習「自己紹介」  
 ／ボランティア活動について（中区社会福祉協議会）／おりづる紹介／閉講式



## 【講座開催で工夫したこと】

- コロナ禍での開催のため感染予防対策を各支部徹底した。（マスク着用・手指消毒・検温・受講者席は机1脚に受講者1名・ペンは1人1本・透明パーテーションの使用・マイクの消毒・窓、ドアの開放）
- 各区の社会福祉協議会広報誌、公民館、コンビニ、スーパーなどに募集のチラシを掲示してもらい、講座開催の周知に努めた。
- ノートテイク実習では、通常、要約筆記者がそばに付くが、密を避け、少し離れた態勢で実習した。
- 事前のリハーサルがあまりできない中、講義や発表の時間配分、劇のセリフや設定など、各支部員全員が一丸となって役割分担することで準備をしっかりと行った。
- 社会福祉協議会には募集チラシや申し込み窓口、ネームプレートや修了証の作成を担ってもらうなど、大きな協力をいただき、二人三脚での実施になった。特におりづる支部のない南区の福祉センターなどにも募集チラシを配布いただき、同区内の受講申し込み者があるなど成果があった。

## 【活動成果と今後の課題】

コロナ禍においても参加申し込みがあり、受講後数名がおりづるに入会された。だが、コロナ禍の影響でパソコン部、佐伯支部、安芸支部は3年度中に開催できず、4年度に延期となった。

障害者差別解消法が施行され、この度の改正で民間の事業者も合理的配慮が「努力義務」から「義務（法的義務）」になる。合理的配慮としての要約筆記の要請がさらに増える一方、要約筆記者の高齢化も徐々に進み、新規おりづる会員の拡大は喫緊の課題になっている。こうした現状に対応するためにも、入門講座などを通して要約筆記ボランティアの広がりを図ることは一層重要性を増している。また、オンラインでの会議など増えており、要約筆記のIT技術の導入なども今後の大きな課題となっている。

そうした中でも、難聴者と要約筆記者との信頼関係が一番大事であることは、いつの時代も変わらない。